

## 福岡市スマート農業「チャレンジ農園プログラム」 公募要領

### 1. 目的

福岡市(以下「市」という。)では、農作業の効率化や省力化、生産性の向上を図るスマート農業の推進のため、市内生産者の課題等を解決するスマート農業技術の社会実装を目指す企業等のチャレンジを後押しするチャレンジ農園プログラムを実施します。

### 2. 概要

- (1) 市内生産者の課題等を解決するスマート農業技術の社会実装を目指し、今津リフレッシュ農園内で実証実験への参加を希望する企業等を募集します。(募集枠 3 社(団体))
- (2) 参加企業等は、書類審査及びプレゼンテーションにより選定します。(ただし、書類審査は 7 社以上申込みがあった場合に実施)
- (3) 実証実験における市とチャレンジ農園プログラム参加企業等の役割分担は次のとおりです。

福岡市(サポート内容)	参加企業等
<p>○実証実験フィールドの提供(最長2年)</p> <p>・今津リフレッシュ農園内 (住所:福岡市西区今津 5685)</p> <p>① ハウス A 棟(40 m<sup>2</sup>) ② ハウス B 棟(40 m<sup>2</sup>) ③ 露地畑 1 地(65 m<sup>2</sup>)</p> <p>※1 社(団体)につき、上記いずれか1フィールド ※利用にあたっては、別途、施設の目的外使用許可の手続きを行っていただきます。</p> <p>○賞金 100 万円</p> <p>・実証実験を行うにあたっての必要経費への活用を想定 ・実証実験の開始に合わせて交付予定</p> <p>○市 HP での紹介 等</p>	<p>○実証実験の運営全般(品種の選定、作物の栽培を含む)</p> <p>○実証実験にかかる費用の負担</p> <p>○実証実験で得られたデータ等の検証、市及び関係者等への提供</p> <p>○書面による事業報告</p> <p>○報告会等への参加 等</p>

- ・実証実験の実施にあたっては、市と実証実験にかかる協定を結んでいただきます。
- ・チャレンジ農園プログラムに応募する企業等は、別途公募予定のマッチングプログラムへの参加も可能です。

### 3. 申込方法等

#### (1) 参加資格

- ① 市内生産者の課題やニーズにあったスマート農業技術の社会実装を目指し、今津リフレッシュ農園内で実証実験への参加を希望する企業等のうち、次に掲げる者以外のもの
  - ア 提案内容を自らが実施できない者
  - イ 令和 8 年度中に今津リフレッシュ農園内の実証実験フィールドで実証実験を行うことができない者
  - ウ 暴力団関係者
  - エ 福岡市税の徴収金(市税及び延滞金)に滞納がある者
  - オ その他福岡市が支援を行うことがふさわしくないと判断した企業等
- ② 企業等の所在地は問いません。

#### (2) スケジュール

募集開始	令和8年6月5日(金)
質問締切	令和8年6月12日(金)12時
申込締切	令和8年6月25日(木)17時
プレゼンテーション資料提出締切	令和8年7月3日(金)17時
書類審査結果通知	令和8年7月10日(金)までに通知(予定)
プレゼンテーション	令和8年7月15日(水)～22日(水)(予定)
参加企業等決定通知	令和8年7月下旬(予定)
実証実験開始	令和8年9月以降(予定)
進捗報告	令和9年3月下旬(予定)

#### (3) 質問書の受付及び回答

- ① 質問の受付  
チャレンジ農園プログラムへの参加条件等に対する質問がある場合は、質問書(様式3)を提出してください。
  - ② 質問の受付方法  
「4 問合せ先」へEメールにより照会してください。
  - ③ 受付期間  
6月5日(金)から6月12日(金)12時まで(必着)
  - ④ 質問の回答  
6月17日(水)17時までに福岡市ホームページに掲載します。また、質問の回答が公募要領等の内容と相違する場合は、質問の回答をもって公募要領等の内容に変更があったものとします。
- ※ 参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、回答しないことができるものとします。

#### (4) 申込方法

チャレンジ農園プログラムに参加を希望する企業等は、公募要領等を熟読のうえ、以下により申込みをしてください。

- ① 申込締切  
6月25日(木)17時(必着)
- ② 申込方法  
エントリーシート(様式1)に必要事項を入力し、「4. 問合せ先」にEメールにて提出してください。なお、機密情報等は記載しないようにお願いします。
- ③ 参加資格確認のための同意及び書類提出
  - a (1)ウについては、申込みをした企業等の代表者又は役員等が暴力団関係者ではないことを誓約し、福岡市が福岡県警察に照会することに同意する必要があります。役員名簿(様式2)を「4.問合せ先」にEメールにて提出してください。
  - b (1)エについては、エントリーシートにおいて、申込者又は申し込みをした企業等が福岡市の市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)に滞納がないことについて、福岡市が納付状況を調査することにより確認することに同意しない場合は、「福岡市の市税にかかる徴収金(市税及び延滞金等)に滞納がないことの証明【原本】」を「4. 問合せ先」に提出してください。

#### (5) プレゼンテーション資料提出

- ① 提出締切  
7月3日(金)17時(必着)
- ② 受付先  
「4 問合せ先」
- ③ 提出方法  
電子メールに書類のデータを添付し、提出してください。
- ④ 提出書類  
以下のとおり必要書類を提出してください。
  - a プレゼンテーション資料
    - ・書式自由、A4サイズ、横書き、20 ページ以内(表紙及び目次は除く)、ページ数を記入
    - ・別紙「福岡市内生産者が抱える課題及び想定されるスマート農業技術要件」や(6)③評価ポイントを参考に、今津リフレッシュ農園内の実証実験フィールドで行いたい実証実験について、内容、期間、想定する社会実装までのスケジュールなどについて作成してください。
  - b 資金・収支計画書(任意様式)
    - ・想定する実証実験の一切を含んだ額を記載してください。
    - ・収入支出の内訳を可能な限り詳細に記載してください。
    - ・賞金は収入に計上してください。
  - c 類似事例表(様式4)
    - ・類似事例がある場合は提出してください。

⑤ その他

提出期限までに書類の提出がなかった場合は、チャレンジ農園プログラムへの参加を辞退したものとみなします。

(6) プレゼンテーション

プレゼンテーション(提案内容の説明及びヒアリング)を以下のとおり行います。詳細は各参加者に別途連絡します。

- ① 日時 令和8年7月15日(水)～22日(水)(予定)
- ② 説明
  - ・時間は25分(準備5分、説明10分、質疑応答 10分)
  - ・出席者は1企業等2名までとし、実証実験に主に携わる予定の担当者から、説明及び質疑応答を行ってください。
  - ・プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意してください。

③ 評価及び選定

評価委員が評価ポイントに基づき出した意見、プレゼンテーション資料等を総合的に考慮し、市が最も優秀な3者を選定します。

【評価ポイント】

評価項目	評価ポイント
実用性・導入可能性	市内農家の課題やニーズを捉えた提案となっていること
市場性	福岡市をはじめとした農業の市場(将来を含む)を踏まえて、普及が進みそうなサービスであること
新規性・独創性	新たな技術によって生産者の営農に寄与できること
環境への配慮	環境への負荷低減を考慮していること
実証実験フィールドの必要性	自社での実証実験フィールドの調達が難しい等、今津リフレッシュ農園で実証実験を行いたい理由が明確であること ※創業前やスタートアップなどを想定
チーム体制	遂行が可能な体制となっていること
意欲・熱意	実証実験に取り組む理由が明確であり、プログラムへの熱意が感じられること
その他	実証実験の資金・収支計画書が具体的に示され、実現可能なものであること

④ 結果通知

令和8年7月下旬(予定)までに電子メールで通知します。  
なお、電話による結果の問い合わせは受け付けません。

(7) 提出書類の取扱い

- ① 書類提出後の内容変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。
- ② 提出書類は、評価選定の事務に必要な場合複製することがあります。
- ③ 選定された提案は、市との協議により、内容の変更を求めることがあります。
- ④ 提出書類は、福岡市情報公開条例第7条に定める非公開情報(個人情報や法人等の

利益を害するおそれがある情報など)を除き、公開の対象となります。

(8) 失格要件

条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、評価委員等に対する不正な行為が認められた場合、または、必要な手続きを行わない場合は失格とします。

(9) 協定

市及び参加企業等は今津リフレッシュ農園内の実証実験フィールドでの実証実験に関する協定を締結します。

実証実験フィールドにおける実証実験に至らなかった場合は、協定並びに賞金の交付及び実証実験フィールドの提供については次点と手続きを行います。

(10) その他留意事項

- ① 提案にかかる費用は提案者の負担とします。
- ② 選定結果に関する質問には一切回答しません。
- ③ この資料を他の目的のために使用することを禁止します。
- ④ プレゼンテーション資料の内容は、協定を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容としてください。
- ⑤ 本プログラムの全部又は主要部分を第三者に再委託することは禁止します。

#### 4.問合せ先

福岡市農林水産局総務農林部課長(農業振興・イノシシ等対策担当)

担 当：堀田、赤木

住 所：福岡市中央区天神1-8-1

TEL：092-711-4852 FAX：092-733-5583

E-mail：[n-shinko-inoshishi.AFFB@city.fukuoka.lg.jp](mailto:n-shinko-inoshishi.AFFB@city.fukuoka.lg.jp)